

デジタルデバйд解消事業業務委託仕様書(令和8年度)

この仕様書は福島県が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

第1 件名

デジタルデバйд解消事業業務委託(令和8年度)

第2 目的

地域のデジタル化を進めるに当たり、誰も取り残さず、すべての県民がその恩恵を受けられるよう、デジタルデバйд(情報格差)の解消を図る。

特にスマートフォン等の利用に不安を感じる高齢者等に対し、スマホ教室の開催、地域で住民に寄り添って支援できる「デジタルサポーター」の育成・派遣、育成済みサポーターの活動機会の確保を通じて、情報リテラシーの向上と支援体制の定着を目指す。

令和8年度は、令和6・7年度に育成したサポーターの活躍の場を設けるとともに、新たなサポーターを育成し、さらにスキル向上を図るためステップアップ研修を実施する。

第3 委託期間

契約を締結した日から令和9年3月 31 日まで

第4 委託場所

別紙のとおり(各市町村の公共施設等、県の出先機関等)

第5 業務内容

1 デジタルサポーター基礎研修

(1)実施回数

ア 別紙1に掲げる対象市町村ごとに2回の実施を標準とする。

(2)対象者

ア 別紙1の対象市町村在住者を基本とし、趣味・仕事・社会活動に積極的に取り組む「アクティブシニア」等、地域支援に意欲のある者を想定する。

イ 定員は別紙1に示す総予定人数を基本とし、市町村の募集状況等により増減することがある。

(3)実施形態・時間

ア 原則として対面で実施する。なお、Web での受講希望者がいる場合は、Web 併用等により実施できるものとする。

イ 1回あたり2時間程度を標準とする。

(4)研修内容

基礎研修は、スマートフォン等の基本操作を住民に指導できる人材の育成を目的とし、少なくとも次の内容を含むこと。

基本操作(電源の入り切り、タップ／スワイプ等のタッチ操作)

基本設定(音量操作、Wi-Fi 接続、文字サイズ・音量等のアクセシビリティ設定)

インターネット検索(Safari／Google Chrome 等を対象とした検索方法)

アプリのインストール／アンインストール

LINE、メール、SMS 等のコミュニケーション機能

カメラ(静止画・動画)と撮影画像の閲覧・共有

二次元コードの読み取り

セキュリティ設定(パスコード、生体認証、詐欺・迷惑メール対策等)

情報モラル(個人情報保護、SNS 利用時の留意点等)

(希望者がいる場合)スマホ教室等での OJT(補助指導員としての実地研修)

(5)実施場所

会場は県の地方振興局等の出先機関又は市町村が指定する公共施設等とし、施設予約は対象市町村が行う。

(6)周知・募集

県・市町村・受託者で日程を調整する。募集は対象市町村が行い、受託者は必要に応じて募集資料等の作成支援を行う。市町村は受託者に対し随時応募状況を共有し、受託者は応募状況に合わせて教材・講師の手配を行う。申込者が定員を超えた場合の対応については県・市町村・受託者で協議のうえ、優先順位・抽選方法等を決定する。

(7)参加者情報の取り扱い

受託者は、市町村が管理する参加者情報(住所、氏名、生年月日、電話番号、メールアドレス、利用している端末種別(iPhone／Android／両方))について、県及び市町村の指示に従い、業務実施に必要な範囲で共有を受け、適切に管理すること。共有に当たっては、パスワードを付すなど、漏えい防止のための必要な措置を講じること。また、契約期間終了後は、当該データを復元できない方法で消去し、紙媒体については裁断等により廃棄すること。

(8)アンケート

受講前後又は終了時にアンケートを実施し、理解度・満足度・今後の活動意向等を把握し集計すること。設問は県と協議の上決定すること。

(9)認定

研修内容の理解度を確認したうえで、デジタルサポーターとして認定する。認定に当たり、A4程度の認定証及びネームプレートサイズの認定カードを作成すること。記載事項は県が指定する。

2 デジタルサポーターステップアップ研修

(1)実施回数

ア 別紙2に掲げる対象市町村ごとに2回の実施を標準とする。

(2)対象者

ア 基礎研修修了者等を対象とする(令和6・7年度の修了者リストを共有する)。

イ 定員は別紙2に示す総予定人数を基本とし、募集状況により増減することがある。

(3)実施形態・時間

ア 原則として対面で実施する。必要に応じて Web 併用等も可とする。

イ 1回あたり2時間程度とし、実践演習を含めること。

(4)研修内容

ステップアップ研修は、基礎研修内容の復習、支援現場を想定した応用操作及び指導スキル向上のための演習を含めること。加えて、活動上の課題や不安を共有し、解決策を検討する双方向型の講義を行うこと。

(5)実施場所

会場は県の地方振興局等の出先機関又は市町村が指定する公共施設等とし、施設予約は対象市町村が行う。

(6)周知・募集

県・市町村・受託者で日程を調整する。募集は対象市町村が行い、受託者は必要に応じて募集資料等の作成支援を行う。市町村は受託者に対し随時応募状況を共有し、受託者は応募状況に合わせて教材・講師の手配を行う。申込者が定員を超えた場合の対応については県・市町村・受託者で協議のうえ、優先順位・抽選方法等を決定する。

(7)参加者情報の取り扱い

受託者は、市町村が管理する参加者情報(住所、氏名、生年月日、電話番号、メールアドレス、利用している端末種別(iPhone／Android／両方))について、県及び市町村の指示に従い、業務実施に必要な範囲で共有を受け、適切に管理すること。共有に当たっては、パスワードを付すなど、漏えい防止のための必要な措置を講じること。また、契約期間終了後は、当該データを復元できない方法で消去し、紙媒体については裁断等により廃棄すること。

(8)アンケート

研修終了時にアンケートを実施し、スキル向上度や活動意欲等を把握し集計すること。設問は県と協議の上決定すること。

3 デジタルサポーター派遣

(1)派遣期間

令和9年2月末日まで

(2)派遣人数

ア 概ね参加者5名につきデジタルサポーター1名程度を目安とし、別紙3に掲げる対象市町村ごとに2名の派遣を標準とする。

(3)派遣日・時間

派遣は、午前9時から午後5時までの間を基本とし、市町村の希望に応じて個別に調整するものとする。

(4)派遣先・支援内容

ア 市町村主催のスマホ教室、デジタル相談会、イベント等に派遣し、スマートフォン等に不慣れな高齢者等の支援を行う。イベントの主な例は以下のとおり(例示であり、これに限らない)。

公民館イベント

地域サロン

デジタル体験会

マイナンバー関連支援 等

イ 支援内容は、参加者の操作補助、設定確認、アプリ導入補助、二次元コード読み取り補助、トラブルの一次切り分け等、指導者(講師)を補完する役割を想定する。

(5)派遣調整

ア 派遣日程・内容は、受託者が県及び派遣先市町村と連絡調整し決定する。

イ 派遣するデジタルサポーターの選定は、居住地等を踏まえ、県が行う。

(6)謝礼等

デジタルサポーターに対する謝礼は1回あたり10,000円、必要な旅費は1回あたり2,000円の定額とし、受託者が支払うこと。

(7)活動記録

派遣ごとに活動記録(日時、場所、支援内容、参加者数、対応した主な相談内容等)を作成し、県に提出すること。

4 高齢者向けスマホ・タブレット教室

(1)開催回数

ア 別紙4に掲げる対象町村ごとに2回の実施を標準とする。

(2)対象者

ア 対象町村在住の65歳以上の者を原則とする。

イ 原則として各教室15名程度とする。

(3)開催日・時間

ア 1回あたりの開催時間は、準備、プログラム提供及び後片付けを含め2時間程度とする。

イ 近隣の町村での開催時においては、同日開催もできるものとする。

(4)実施場所

会場は県の地方振興局等の出先機関又は町村が指定する公共施設等とし、施設予約は対象町村が行う。

(5)周知・広報

県・町村・受託者で日程を調整する。募集は対象町村が行い、受託者は必要に応じて募集資料等の作成支援を行う。町村は受託者に対し随時応募状況を共有し、受託者は応募状況に合わせて教材・講師の手配を行う。申込者が定員を超えた場合の対応については県・町村・受託者で協議のうえ、優先順位・抽選方法等を決定する。

(6)実施内容

ア 参加者の出席状況を把握し、出席名簿(任意様式)を作成すること。

イ スマートフォン等の操作に関する知識の提供及び実技指導を行うこと。なお対象町村の希望(別紙特記事項)に沿う内容とすること。

ウ アンケートの実施及び集計を行うこと。設問は県と協議の上決定すること。

エ Android、iOS の両方に対応できる内容とすること。

(7)ICT・電子機器等

ア 教室でインターネットを使用する場合、会場で Wi-Fi 等が利用できないときは受託者が通信環境を整備すること。

イ 教室では受託者が参加人数に予備を加えた台数の端末を用意すること。参加者が持参端末を使用する場合、通信料等の負担が発生する可能性があることを事前に説明し同意を得ること。

ウ タッチペン等の補助具を用意し、希望者が利用できるようにすること。

エ 教材はパワーポイント等わかりやすい媒体とし、必要機材は受託者が用意すること。

オ アプリ等を使用する場合は、セキュリティ上の安全性が確保されているものののみを利用すること。

(8)端末仕様(貸出端末)

ア iPhone11 以降又は iPad(第8世代以降)相当の性能を有し、Wi-Fi に対応していること。

イ 貸出端末は、原則として同一機種で統一すること。

第6 従事者

受託者は、事業実施に当たり、講師1名のほか、参加者概ね5名につき業務補助員1名程度を配置し、円滑な指導・支援が可能な体制を確保すること。

第7 業務実施上の留意点

安全管理(会場の動線確保、機材の転倒防止等)に十分留意すること。

感染症対策等、参加者が安心して参加できる環境づくりに配慮すること。

個人情報の取扱いに当たっては、関係法令及び県の指示を遵守し、適切な管理措置を講ずること。

中立性の確保に留意し、本業務受託中は受講者・参加者に対し営業活動は一切行わないこと。

スマホ決済等を扱う場合は、模擬環境等を用い、実在の決済口座・暗証情報等の入力を強制しないなど、事故防止に留意すること。

業務内容の変更が必要となる場合(参加者不足、会場事情等)は、県と協議のうえ対応すること。

第8 成果物の作成及び提出

業務完了報告書(様式任意)は、完了届とともに次の成果物を添付し提出すること。

スマホ教室用教材(データ)及び配布資料(必要に応じ)

基礎研修・ステップアップ研修教材(データ)

各回の出席名簿(任意様式)

アンケート結果(集計表・自由記述整理を含む)

デジタルサポーター認定者名簿

派遣活動記録(派遣先別の実績一覧、主な支援内容等)

第9 別紙

別紙1 デジタルサポーター基礎研修 対象市町村一覧(案)

別紙2 デジタルサポーターステップアップ研修 対象市町村一覧(案)

別紙3 デジタルサポーター派遣 対象市町村一覧(案)

別紙4 高齢者向けスマホ・タブレット教室 対象町村一覧(案)

※教室・研修で取り扱うアプリ、重点テーマ、配慮事項等を市町村ごとに整理し、県が別途提示する。

【別紙1】対象市町村(デジタルサポーター基礎研修)

	町村名	実施希望時期	総予定人数	特記事項
1	川俣町	11月～12月	5名	
2	西会津町	11月～12月、1月～2月	2～3名	
3	伊達市	11月～12月、1月～2月	25名	

【別紙2】対象市町村(デジタルサポーターステップアップ研修)

	町村名	実施希望時期	総予定人数	特記事項
1	川俣町	11月～12月	6名	
2	小野町	11月～12月、1月～2月	6名	
3	伊達市	11月～12月、1月～2月	25名	

【別紙3】対象市町村(デジタルサポーター派遣)

	町村名	実施希望時期	希望回数	特記事項
1	会津坂下町	1月～2月	1回	

【別紙4】対象町村(高齢者向けスマホ・タブレット教室)

	市町村名	実施希望時期	希望回数	予定人数/回	特記事項
1	埴町	10月～2月	2回	15名	
2	川俣町	11月～12月	2回	10名	
3	檜枝岐村	10月～12月	1回	5～10名	
4	小野町	11月～2月	2回	15名	回数決定はカリキュラム相談後
5	会津坂下町	11月～12月	1回	15名	
6	棚倉町	11月～12月	2回	15名	
7	西郷村	11月～12月	2回	15名	回数決定はカリキュラム相談後
8	桑折町	1月～2月	2回	15名	
9	浪江町	1月～2月	2回	10名	
10	新地町	11月～12月	2回	15名	同日午前午後の実施を1回とし、計2日間実施
11	矢吹町	11月～12月	2回	15名	
12	鏡石町	11月～2月	2回	15名	